

お知らせ ごみの出し方が変わります

4月から、ビンとカンの処理を北原クリーンセンター（土佐市）で行うこととなり、日が変わります。

詳しく述べは、平成28年度ごみ収集日程表で確認していただき、正しい分別での排出をお願いします。ごみ収集日程表をお持ちでない場合は、環境課又は各総合支所にご連絡ください。

【変更の概要】
①全地区
・「缶・金物類」は「カン」（資源ごみ）と「不燃ごみ」に分かれます
▼「カン」（資源ごみ）になるもの／ジュース・酒類・ドレッサング・ジャムなど飲料・食品の入っていたビン、飲み薬はこれまでと同じく不燃ごみです。

・「缶・金物類」は「カン」（資源ごみ）となるもの／ユース・酒類・缶詰など飲料・食品の入っていたカバン（一斗缶は除く）
▼「不燃ごみ」になるもの／飲食用以外のカン・なべ・やかん・刃物類・ガスコンロ・ビンの金属製ふた・一斗缶などの金物類
②伊野地区・吾北地区
・化粧品の「ビン」（資源ごみ）から「不燃ごみ」に変わります

伊野地区は一部の地区でビンとカンの収集日が変わります。吾北地区はごみの収集区分と収集日が変わります。

③本川地区

・「ビン類」（不燃ごみ）は「ビン」（資源ごみ）に変わります

▼「ビン」（資源ごみ）になるもの／ジュース・酒類・ドレッサング・ジャムなど飲料・食品の入っていたビン、飲み薬はこれまでと同じく不燃ごみです。

■問い合わせ
環境課
■申請方法
印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

※右記以外のビン・割れビンはこれまでと同じく不燃ごみです。

■問い合わせ
環境課
■申請方法
印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

※必ず購入前に町指定販売店の見積書を添付し、申請してください。

■問い合わせ
本川総合支所住民福祉課
■申請方法
印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

■問い合わせ
本川総合支所住民福祉課
■申請方法
印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

■問い合わせ
生ごみ電動処理機
購入補助について
お知らせ

■問い合わせ
①全地区
・「缶・金物類」は「カン」（資源ごみ）と「不燃ごみ」に分かれます
▼「カン」（資源ごみ）になるもの／ユース・酒類・缶詰など飲料・食品の入っていたカバン（一斗缶は除く）
▼「不燃ごみ」になるもの／飲食用以外のカン・なべ・やかん・刃物類・ガスコンロ・ビンの金属製ふた・一斗缶などの金物類
②伊野地区・吾北地区
・化粧品の「ビン」（資源ごみ）から「不燃ごみ」に変わります

お知らせ る方 対象基準

1世帯につき1基

※過去に支給を受けている方は、おおむね10年を経過し、破損などにより使用できない場合が対象となります。

※補助については予算の範囲内によるものとします。

■問い合わせ
環境課
■申請方法
印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

※必ず購入前に町指定販売店の見積書を添付し、申請してください。

■問い合わせ
環境課
■申請方法
印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

■問い合わせ
本川総合支所住民福祉課
■申請方法
印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

お知らせ 家庭用浄化槽の設置補助について

お知らせ

る方

対象基準

1世帯につき1基

町では、生活排水による水質汚濁を防止するために、家庭の排水（台所、風呂、洗濯などの排水）と、屎尿をあわせて処理する浄化槽を設置される方に、予算の範囲内で補助金を交付しています。浄

庭の排水（台所、風呂、洗濯などの排水）と、屎尿をあわせて処理する浄化槽を設置される方に、予算の範囲内で補助金を交付しています。浄

お知らせ
5万円を加算します。

※補助金額は、国の基準単価の見直しにより変更する場合があります。

■受付開始日
5月2日（月）

■問い合わせ
上下水道課
■申請方法
印鑑を持参の上、環境課又は各総合支所住民福祉課で申請してください。

